

2019年12月26日

杉並警察署長 様

通知人 A 氏 弁護士
弁護士 弁護士 B

申 入 れ 書

冠省、被疑者 A 氏の弁護士として申し入れます。

12月20日付申入れ書については、未だに書面どころか電話による回答さえいただいております。同日、申入れ書を受領した H 警部補は「書面では回答しない」と当事務所の事務員に言ったとのことですが、当職としては、今後のやりとりがややこしくなることを回避するために、書面での回答を求めた次第です。

同日付申入れ書にも書きましたとおり、貴署の警察官 3 人（S 巡査長のほかにいた警察官のひとりが H 警部補だったのでしょうか）は、被疑者に罪名も告げずに、従って、被疑者には法的根拠がわからないまま、マグライトを取り上げたのです。職務質問の法的要件にも重大な疑念がありますが、一般市民の所有物を取り上げるときに法的根拠を説明しないのは、自分の財物を奪われた側からすれば、恐喝や強盗と何ら変わりありません。

被疑者からマグライトを取り上げたときどのような書面に署名押捺させたのかわかりませんが、マグライトの返還を求めます。そのために還付手続による必要があるのであれば、その手続きには応じます。速やかに対応ください。

20日付申入れ書の回答を含めご回答乃至ご連絡は、当職宛てにお願いします。なお、当事務所は来週 1 週間、休みとさせていただきますので、電話であれば 1 月 6 日以降にお願いします。

以上